

<埋立終了届出書の記載内容>

埋立処分終了から廃止までの間の維持管理の方法

埋立処分終了後、平成13年度内において、現況地盤高より1.5m盛土を（NP+4.8m）施工して、土地所有者（愛知県、管理者は名古屋港管理組合）に返還する。

管理棟、車庫、計量装置、飛散防止ネット等は、平成13年度内において撤去する。

処分場内に発生する浸出水については、現在ある処理施設において処理し柴田下水処理場まで送水する。

※浸出水処理施設維持管理方法

年間委託により浸出水処理施設の点検をする。

※放流水の水質検査計画

放流水は「下水道法」にもとづいて水質検査を実施する。

ガスの排除のための通気措置

ガス抜き管にて通気をおこない、6月に1回発生ガスの分析を実施する。

周縁地下水の水質点検の実施

年2回、観測井戸の水質検査を実施する。

施設点検について

毎年5月頃、遮水工、ガス抜き施設、浸出水処理施設等処分場施設全般にわたって維持管理点検を行い、点検結果を記録すると共に異常が発見され場合は適正な処置をする。

大雨、大地震発生時には、その都度点検を実施する。